

令和6年5月2日
練馬区企画部企画課

石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託 に係る質問と回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|--------------------------------|--|--|
| 検討会議、庁内検討委員会および庁内検討委員会作業部会について | | |
| 1 | 検討会議について、現時点で開催スケジュールの想定はあるか。 | 7月に第1回会議を開催以降、概ね1.5～2か月に1回、計6～7回程度を予定しています。会議の状況によって、スケジュールや回数は変更となる場合があります。 |
| 2 | 検討会議について、委員構成や構成ごとの人数の想定について教えてほしい。 | 11名程度を予定しています。構成は、公募区民4名、学識経験者4名、地元団体推薦3名です。 |
| 3 | 庁内検討委員会および庁内検討委員会作業部会について、現時点で開催スケジュールの想定はあるか。 | 具体的なスケジュールは現時点で未定です。それぞれ概ね2か月に1回、計5回程度を予定しています。 |
| 4 | 検討会議と庁内検討委員会の関係性はどのようになっているのか。 | 検討会議は公募区民や学識経験者等で構成し、石神井庁舎跡敷地の活用策を検討する会議体です。 検討委員会は庁内の部長級職員で構成する会議体で、検討会議の議論を踏まえ開催する予定です。 両会議体での検討事項を共有し、活用基本構想を策定します。 |
| 区民意見アンケートについて | | |
| 5 | 無作為抽出した5,000名の区民の住所リストは提供いただけるということでしょうか。 | ご推察のとおりです。抽出した区民のリストおよび住所氏名を印字した宛名ラベルを提供します。宛名ラベルについては、区が製品指定をした宛名ラベルを受託者側でご用意ください。ご用意いただいたものに区で印字してお渡します。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----------|--|--|
| 6 | 発送用封筒についても受注者が用意するということでしょうか。 | ご推察のとおりです。 |
| 募集要領について | | |
| 7 | <p>募集要領 5-3(3)提案書類内容の「ウ 担当者が業務を執行するにあたっての必要な資格」について、「必要な資格」とは何を指すのか。</p> <p>「(1) 東京都、特別区または政令指定都市において公共施設の跡施設・跡敷地活用計画等の策定に向けた検討支援業務を請け負った実績」を所有していることを資格とするのか。あるいは一級建築士等の国家資格等を指すのか。</p> | <p>基本方針では「子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する」「民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討する」と掲げています。「必要な資格」とは、区がこうした機能を実現するための検討を進める上で、受託者として業務を執行するにあたり必要と考える資格を指します。担当者に求められる資格は各社で異なると考えています。ご検討ください。</p> |
| 8 | 評価項目：「見積価格」については評価対象となるか。 | 対象となりますが、入札ではありませんので価格のみで決定することはありません。なお、概算経費を超えた見積価格の提案は無効となります。 |
| その他 | | |
| 9 | 提案書の作成にあたり過年度の報告書の閲覧は可能か。 | 参加申込書を提出いただいた事業者に限り、データでの貸出可能です。複製をしないこと、漏洩しない形で破棄すること等を誓約いただきます。誓約書の様式は、区が用意します。 |